

決議案第 2 号

福田昭彦議員に対する問責決議について

上記の議案を宗像市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

提出者	宗像市議会議員	吉田 剛
賛成者	宗像市議会議員	石松 和敏
賛成者	宗像市議会議員	新留 久味子
賛成者	宗像市議会議員	伊達 正信
賛成者	宗像市議会議員	北崎 正則
賛成者	宗像市議会議員	岡本 陽子
賛成者	宗像市議会議員	安部 芳英
賛成者	宗像市議会議員	森田 卓也
賛成者	宗像市議会議員	小林 栄二
賛成者	宗像市議会議員	笠井 香奈枝
賛成者	宗像市議会議員	井浦 潤也
賛成者	宗像市議会議員	上野 崇之
賛成者	宗像市議会議員	岩岡 良
賛成者	宗像市議会議員	石田 和代志
賛成者	宗像市議会議員	木藤 裕司
賛成者	宗像市議会議員	石松 修
賛成者	宗像市議会議員	川内 亮

提案理由

宗像市議会議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自らすすんでその高潔性を明らかにし、市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことを求められている。

しかしながら、市民の信頼を失墜させる行為を繰り返し行い、改善を求められても改善されない宗像市議会議員に対し、猛省し、事態の重大さを真摯に受け止め、議員としての責務を自覚されるよう強く求めるため、決議案を提出する。

福田昭彦議員に対する問責決議（案）

宗像市議会は、市民から厳粛な信託を受けた市民全体の代表者及び奉仕者としての立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

また、宗像市議会基本条例の前文においては、「われわれは、地方自治法が定める規定の遵守とともに、主体的かつ積極的な情報公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の執行機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公平性、公正性及び透明性の確保、議会活動を支える体制の整備について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。」と宣言しており、これらの議員の職務を適正に行い、市民の期待に応えていくためには、議員は、特に法令を遵守することが強く求められている。

さらに、宗像市政治倫理条例第2条第1項には、議員の責務として、「議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。」と規定されている。併せて、同条例第4条第2項第4号では、「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と定められており、すべての宗像市議会議員と同様に、福田昭彦議員は、同条例第3条の規定により、議長に宣誓書を提出することにより、宗像市政治倫理条例の規定を遵守する旨を既に宣誓している状況にある。

このように市民に宣誓しているにも関わらず、福田昭彦議員は、市民の信頼に反する行為をこれまで繰り返し行ってきた。

令和4年5月16日から同月18日までの間実施した建設産業常任委員会行政視察では、岩手県及び宮城県の5箇所の視察先を訪問した。相手方の説明の際に面前で居眠りをするなど、少なくとも3箇所の視察先で相手方を著しく不快にさせる行動をしたことが認められている。さらに、視察の約2週間後に開催した建設産業常任委員会において、委員長から視察時に相手方を不快にさせた行動と発言に対し、弁明と謝罪を求められ、その場で、謝罪をしている。しかしながら、その直後に開催した意見交換会においても、相手方を不快にさせる行動をしており、反省が認められない。コロナ禍にもかかわらず行政視察を受け入れていただいた上、懇切丁寧に対応いただいた各受入先の厚意を何度も裏切るこれらの行動は、宗像市議会議員、そして、宗像市議会の品位を著しく落としめる行為である。

同年8月26日の宗像市議会全員協議会では、福田昭彦議員は、自身の民事訴訟に関し、謝罪を行った。その後、正副議長は、福田昭彦議員に対して、これまでの行動について反省し、改善するよう口頭で注意を行っている。

その後も、令和4年第3回定例会において、発議第4号「議員派遣について」が可決され、宗像市議会議員全員の出席が決定した福岡県中部十一市議会議長会議員研修会を、自己の仕事優先を優先させ欠席したことは、宗像市議会議員として、重きを置くべき議会の議決を自ら軽んじる行為をしたことが認められる。

正副議長からは、福田昭彦議員に対し、これまで再三にわたり市民の信頼を失墜させる行動を行わないよう求めてきたが、いまだ改善が認められる状況には至っておらず、これ以上看過することはできない。

よって、宗像市政治倫理条例に基づき、福田昭彦議員に対して次の2点を求める。

1点目は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自らすすんでその高潔性を明らかにすること。

2点目は、市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

その上で、福田昭彦議員は、猛省するとともに、事態の重大さを真摯に受け止め、宗像市議会議員としての責務を自覚されるよう宗像市議会は強く求める。

以上、決議する。

令和4年12月15日

宗像市議会